(案)



第8次山梨県地域保健医療計画

令和6年3月

山 梨 県

- 目次 -

第1章 基本的事項	
第1節 計画策定の経緯、趣旨	1
第2節 基本理念	2
第3節 計画の位置づけ	2
第4節 計画の期間と中間見直し	2
かっ立 /D独居させW	
第2章 保健医療提供体制の状況 第1次 保険 と 原体の 日 日	2
第1節 保健と医療の現況	3
1 人口	3
2 人口動態	7
3 医療施設の概況	11
4 県民の保健医療に対する意識と受療動向	15
第2節 医療圏の設定と基準病床数	19
1 医療圏の設定	19
2 二次医療圏の見直し	20
3 基準病床数	21
第3章 人材の確保と資質の向上	
第1節 医師	23
1 – 1 医師確保計画	23
1-2 産科及び小児科における医師確保対策	35
2 外来医療計画	41
第2節 歯科医師	51
第3節 薬剤師	53
第4節 看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)	56
第5節 管理栄養士・栄養士	66
第6節 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	69
第7節 歯科衛生士・歯科技工士	71
第8節 その他の保健医療従事者	73
第4章 地域医療提供体制の整備	
第1節 住民・患者の立場に立った医療提供体制	74
第2節 医療機能の分化・連携と地域医療構想	76
第3節 保健医療の情報化	86
第4節 医療安全・医療相談	88

第5章 疾病・事業ごとの保健医療の連携体制	
第1節 がん	90
第2節 脳卒中	99
第3節 心筋梗塞等の心血管疾患	105
第4節 糖尿病	113
第5節 精神疾患	123
第6節 救急医療	139
第7節 災害医療	150
第8節 新興感染症発生・まん延時における医療	159
第9節 へき地医療	168
第10節 周産期医療	172
第11節 小児救急を含む小児医療	186
第12節 在宅医療	194
第13節 その他の疾病等	211
1 感染症	211
2 臓器等の移植	218
3 難病等	222
4 アレルギー疾患	226
5 今後高齢化に伴い増加する疾患等	229
6 歯科保健医療	232
7 血液確保	237
第6章 保健・医療・福祉の総合的な取り組み	
第1節 健康づくり	239
第2節 高齢者保健福祉	247
第3節 障害者保健福祉	253
第4節 母子保健福祉 	255
第5節 学校保健 	262
第6節 産業保健 	265
第7節 保健、医療、福祉の総合的な連携を推進する施設	267
1 保健福祉事務所(保健所) 	267
2 子どもの心のケアに係る総合拠点 	270
3 精神保健福祉センター	271
4 あけぼの医療福祉センター	273
5 衛生環境研究所	274

第7	章 安全	で衛生的な生活環境の整備			
	第1節	健康危機管理体制	275		
	第2節	医薬品等の安全管理	278		
	第3節	薬物乱用防止対策	280		
	第4節	食品の安全確保対策	282		
	第5節	生活衛生対策	285		
第8	章 計画	の推進方策と進行管理			
	第1節	計画の周知	287		
	第2節	計画の推進体制	287		
	第3節	計画の進行管理	287		
	第4節	数値目標	288		
	_				
資料	編				
	・機能別医療機関等				
	・現状分析指標				
	・県民保健医療意識調査				
	・外来医療関係情報				
	・共同利用対象医療機器関係情報				
	・検討な	本制			

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の経緯、趣旨

- 本県では、健康づくり、疾病の予防、治療、リハビリテーションまで、一貫した包括的な保健医療体制の整備・充実を図るため、昭和60年3月「山梨県地域医療計画」を策定しました。
- また、昭和 62 年 12 月には、医療法の一部改正を受け、医療圏及び必要病床数の設定に関する事項を加え、保健部門を中心に必要な補正を行い、医療法に基づく医療計画として「山梨県地域保健医療計画」を策定しました。
- その後、ほぼ 5 年ごとに所要の見直しを行いながら、本県における保健医療体制の整備や各種の施策の推進を図ってきたところです。
- 平成 26 年に医療法が改正され、効率的かつ質の高い医療提供体制、地域包括ケアシステムの 構築を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療計画の一部とし て地域医療構想を策定することとされました。これを受け、本県では、平成 28 年 5 月、「山梨 県地域医療構想」を策定しました。
- 第7次地域保健医療計画(計画期間は H30~R5 年度)においては、地域医療構想の趣旨も踏まえ、医療機能の分化・連携により、急性期、回復期、慢性期から在宅療養に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される体制を目指していたところです。
- 第8次地域保健医療計画においては、5疾病・5事業及び在宅医療に「新興感染症発生・まん延時における医療」を加え、5疾病・6事業及び在宅医療とし、これらの疾病等に係る医療提供施設相互の機能分担及び業務連携の確保を目指すこととしました。

【山梨県地域保健医療計画策定の経緯】

本県独自に、山梨県地域医療計画を策定 第1次(S63~) S60年12月の医療法改正により、医療法に基づく計画

第2次(H5~)

5年ごとに見直し

第4次(H15~)

H18年3月:二次医療圏の見直し(8医療圏→4医療圏)

第5次(H20~)

第6次(H25~)

4疾病・5事業に精神疾患と在宅医療を加え、5疾病・5事業及び在宅医療 H28年5月:山梨県地域医療構想を地域保健医療計画の一部として策定

第7次(H30~)

計画期間を6年に変更(介護保険事業支援計画(3年計画)との整合を図る) R2年3月: 医師確保計画と外来医療計画を地域保健医療計画の一部として策定

第8次(R6~)

5疾病・5事業及び在宅医療に新興感染症対応を加え、5疾病・6事業及び在宅医療

第2節 基本理念

第1章 基本的事項

- 必要な人に必要な医療が提供できる体制の整備に取り組みます。
- 県民すべてが、生涯にわたって健やかで安心して暮らしていくことができる社会を目指し、 自主的な健康づくりへの支援、地域保健医療の総合的な体制整備に取り組みます。

第3節 計画の位置づけ

- 本計画は、医療法第30条の4第1項の規定に基づき県が策定する計画であり、地域の実情に 応じて、医療提供体制の確保を図ることを目的とするものです。
- また、介護保険事業支援計画(健康長寿やまなしプラン)、健康増進計画(健やか山梨 21)、 がん対策推進計画及び医療費適正化計画などとの調和を図った計画です。

第4節 計画の期間と中間見直し

- 平成 26 年の医療法改正により、計画期間がそれまでの 5 年間から 6 年間となったため、本計 画は、令和6年度を初年度、令和11年度を最終年度といたします。
- また、同法改正により、3 年ごとに改定される介護保険事業支援計画との整合性の確保を図 るため、在宅医療その他の必要な事項については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必 要がある場合には、本計画を変更するものとされました。
- なお、疾病、事業ごとに効率的・効果的な医療提供体制を構築するため、数値目標及び施策 についての定期的な進捗状況等の評価を行い、必要に応じて見直しを行います。